諮問番号：令和３年度諮問第１４号

答申番号：令和３年度答申第１３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２８年８月２９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下処分（以下「本件処分１」という。）及び同年９月１６日付けで行った法に基づく保護開始申請却下処分（以下「本件処分２」といい、「本件処分１」と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

　　本件処分は、合理的配慮の不提供であり不当であるから、本件処分の取消し

　を求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分１について

法第２８条第１項では、保護の実施機関は、保護の決定、実施等のために必要があると認められるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとされており、要保護者が立入調査を拒んだとき等は、保護の申請を却下できるとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）では、保護の開始の申請のあった場合、保護の実施機関は、申請書を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査することとされている。

本件についてみると、平成２８年８月３日付けの保護開始申請を受けた処分庁は、審査請求人に事前に日程を伝えた上で家庭訪問をしたが、審査請求人は不在であったため、複数回にわたり審査請求人への架電や連絡票の投函を行うとともに、審査請求人の母に対し保護の実施における家庭訪問の必要性の説明を行ったにもかかわらず、審査請求人は家庭訪問の実施に応じなかったことが認められる。

以上のことからすると、処分庁が、審査請求人の保護開始申請の審査、決定に必要な事項について調査できず、法第２８条第５項に該当するという結論に至った経緯には無理からぬところがあると言える。

なお、審査請求人は合理的配慮の不提供であり不当であると主張するが、その具体的な内容の主張はなく、審査請求人の主張は採用できない。

（２）本件処分２について

法第１９条第１項では、保護の実施機関は、その所管区域内に居住地を有する要保護者に対して保護を決定し、かつ、実施するとされている。

本件についてみると、審査請求人は、処分庁の調査に対し、平成２８年９月１日付けの保護開始申請の時点には既に処分庁の所管区域内に居住事実がなく、処分庁の所管区域外の具体的な場所を示した上でそちらに滞在していた旨を申告したことが認められる。

また、処分庁が、審査請求人に対し、処分庁の所管区域内に今後居住する意思について確認したところ、審査請求人は、その意思が無い旨を回答したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人には、処分庁の所管区域内に居住事実がなく、処分庁の所管区域内に復帰して起居を継続していくことが期待されなかったことから、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第２により、本件処分２を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は合理的配慮の不提供であり不当であると主張するが、その具体的な内容の主張はなく、審査請求人の主張は採用できない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年　８月１２日　　諮問書の受領

令和３年　８月１７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：　９月　１日

口頭意見陳述申立期限：　９月　１日

令和３年　８月２６日　　第１回審議

令和３年　９月２７日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１９条第１項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第１号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」とし、同項第２号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。

（２）法第２４条は、申請による保護の開始を定め、同条第１項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。（後略）」と、同条第３項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第５項は、「第３項の通知は、申請のあつた日から１４日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを３０日まで延ばすことができる。」と定めている。

（３）法第２８条第１項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ（中略）ることができる。」と定めている。また、同条第５項は、「保護の実施機関は、要保護者が第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し（中略）（た）ときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。

（４）次官通知の第２は、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも考慮のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と定めている。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）局長通知第１２の１の（１）は、「保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査すること。」と定めている。

なお、局長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）等によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年７月２５日、審査請求人の母（以下「母」という。）は、処分庁を訪問し、審査請求人の生活保護申請について相談した。同日の受付面接記録票には、困窮に至るまでの経緯として、「○○で保護を受けていて、９／１～の当区移管予定（中略）。７／１１（月）～当○にて居住を開始している。（中略）障害福祉サービスを○○○○で受けたいので、住民票を○○から○○○○に移してもよいか聞きたい、とのこと。」との記載が、面接員の所見欄には、「居住地とは、居住事実の継続性がある住居のある場所のことである旨、（主）〔審査請求人〕の母は理解済み。」との記載がある。

（２）平成２８年８月２日付けのケース記録票には、「（主）の母が来所。明日午前に、（主）が申請のために、一人で来所予定なので、事前に伝えておきたいことがある、と次のとおり。「（主）は○○○○○なので、『申請書』等の記載において、項目によっては、どう書けば迷うかもしれないので、その時は、無理に書かなくてもよいと言ってほしい。『わからない』との意思表示も、恥ずかしさからできない。後日、私が、申告の補足に来る」　記載において、処分庁が誘導しないこと、並びに申請意思の確認により、適切に対応すること、及び保護の手続きについては前回に引続き、伝えておいた。」との記載がある。

（３）平成２８年８月３日、審査請求人は、処分庁を訪問し、法による保護の開始申請（以下「本件申請１」という。）を行った。受付面接記録票の面接結果の処理の欄には、「後日、訪問調査がある旨伝えた。あまり訪問は来なくてよいと。適用となった場合、回数等は検討していく必要性を説明した。」との記載がある。

（４）平成２８年８月９日付けのケース記録票には、「（０１）〔審査請求人〕へ架電。８月１２日の９：００～１０：００の間で訪問に伺いＳＶ〔査察指導員〕と共に行く旨伝達。（０１）了承する。」との記載がある。

（５）平成２８年８月１２日付けのケース記録票には、同日の午前９時５０分に審査請求人宅を訪問したが、審査請求人には会えなかった旨、留守番電話に伝言を残したが、繋がらない旨、折り返し電話を依頼する不在連絡票を投函した旨の記載がある。

（６）平成２８年８月１６日付けのケース記録票には、「（０１）へ架電。１４：５５留守電メッセージ。折電依頼」との記載がある。

（７）平成２８年８月１７日付けのケース記録票には、「（０１）へ架電。コール音２回で切られる。」、「（０１）の集合ポストへ手紙投函」との記載がある。

また、同日付けで、処分庁が審査請求人あてに送付した「送付状」には、「８月１２日（金）にお約束させて頂いた時間お伺いしましたが不在の為、お会い出来ませんでした。８月１９日（金）午前１１時までに一度ご連絡頂き訪問日について再度日程調整をさせて頂きたいと考えております。」との記載がある。

（８）平成２８年８月１９日付けのケース記録票には、「（０１）へ架電。留守電に折電依頼のメッセージを残す」、「（０１）の実母〔母〕へ架電（中略）電話つながらず。１０：００」、「（０１）の実母へ架電（中略）電話つながらず。１０：３０」との記載が、また、同日午後１時４８分に審査請求人宅を訪問し、折り返し電話を依頼する不在連絡票を投函した旨の記載がある。

（９）平成２８年８月２２日付けのケース記録票には、「（０１）へ架電。留守電メッセージ残す。本日１７時までＴＥＬ」、「（０１）の母へ架電（中略）つながらず」との記載がある。

（１０）平成２８年８月２５日付けのケース記録票には、審査請求人宅を訪問した際の処分庁のケースワーカーと母とのやり取りとして、「Ｃ.Ｗ〔ケースワーカー〕より、申請〔本件申請１〕があり、（０１）と会って実地調査できなければ、申請を却下する可能性も出てくる為、（０１）と連絡をとりたい旨を伝える。実母より、障がい者には障がい者福祉Ｃが居る。その間を介して同席者のもと訪問してほしい旨を○○氏〔７月２５日に担当した面接員〕に伝えた。（中略）まず、○○〔担当ケースワーカー〕がすべきことはその通所先に連絡（中略）して同席してもらえるように依頼する事や。（中略）Ｃ.Ｗより、こちらとしては（０１）に会わなければ何も始められない旨を伝え、その作業所はどこかと問うと、何を聞いてんねん、まだ依頼中でＧＯサインもらってないと言う。（中略）障がい者には障がい者の相談支援Ｃがいると言ってるやないか。○○がそこに依頼しろと言ってドアをばたんと閉める。集合ポストに不在連絡票を入れて訪問終了とする。」との記載がある。

（１１）平成２８年８月２６日、処分庁は、本件申請１の却下の可否を議題とするケース診断会議を開催した。同会議の記録票の結論等を記入する欄には、「実地調査に応じない以上、必要な調査が行えず、居住実態の確認が出来ない為、申請却下せざる得ない。８月２５日（木）に不在連絡票にて２６日（金）１７：００まで何らＷ．Ｏ〔処分庁〕にアクションなければ、却下とする。」との記載がある。

（１２）平成２８年８月２９日付けで、処分庁は本件処分１を行った。本件処分１の通知書には、却下の理由として「生活保護の開始に関しての必要な調査を拒み、妨げる等し、調査に対して協力をしていただけない為、生活保護法第２８条第５項に基づき生活保護の申請を却下します。」と、本件処分１が本件申請１の受理後１４日を経過した理由として「その他調査に日時を要したため」と記載されている。

（１３）平成２８年９月１日、母は処分庁を訪問し、審査請求人に係る法による保護の開始申請（以下「本件申請２」という。）を行った。本件申請２の申請書には、住所欄に「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」との記載がある。また、受付面接記録票の面接結果の処理の欄には、「訪問調査など手続きについて説明。『しおり』の受取りを当初拒否。（中略）訪問については、日程調整など、（主）が通所する施設職員と行うように要請あり。」との記載がある。

（１４）平成２８年９月１２日付けのケース記録票には、「（主）の母来所。新規実調について。○○○○〔支援施設〕の○○〔支援施設の担当者〕氏（以下「支援施設担当者」という。）と連絡が取れて、本日１６：００訪問すること説明する。」、「１６：００　（主）宅を訪問（中略）○○〔査察指導員〕から『○○○さん〔審査請求人〕、ここに転居して２ケ月くらい経ちますね。』と声をかけた。（主）は『もう住民票を○○○に移したから、もう○民じゃない。』と言う。一瞬『えっ』と思ったが、住民票は○○でなくてもそれは仕方のない事かなと思いそれ以上きかなかった。○○氏もびっくりした様子だった。こちらから何もきいていないが（主）は『ゴキブリがこわくて、電気をつけたまま寝ました。』と２回くらい言っていた。」との記載がある。

（１５）平成２８年９月１５日付けのケース記録票には、１１時前の処分庁と審査請求人の電話でのやり取りとして、「Ｑ ○○○さんはどこに住んでいるのですか。　Ａ ○○○です。　Ｑ ９/１２訪問時に、ゴキブリが出てこわくて、電気をつけて寝たのはどこのお家ですか。　Ａ ○○○です。　Ｑ ○○○○○○○○○○○○○のマンションに○○○さんの荷物いっぱいあるでしょう？帰ったら、もとい、これから○○○○に住んだらどうですか？　Ａ イヤです。住みません。」との記載がある。

続けて、同ケース記録票には、１１時８分の再度の処分庁と審査請求人の電話でのやり取りとして、「Ｑ もう３つだけ質問します。いいですか？　Ａ はい、いいです。　Ｑ ○○○さんは○○○○のどこに住んでいるのですか？お母さんのお家ですか？　Ａ お母さんは○○○に住んでいます。　Ｑ ○○○○のどこですか？住所わかりますか？　Ａ ○○○○○○○○○○○○○○○です。　Ｑ マンションの名前、分かりますか。　Ａ ○○○○○○○○です。」との記載がある。

（１６）平成２８年９月１６日付けのケース記録票には、１０時の処分庁と審査請求人の電話でのやり取りとして、「Ｑ 何回もごめんなさい。昨日、○○○○に住んでいますとお聞きしましたが、いつから○○○○に住んでいるのですか？　Ａ ９/１１からです。　Ｑ そしたら９/１は○○○○には住んでたんですね？　Ａ ちがいます。　Ｑ えっ、そしたらいつまで○○○○に住んでいたんですか？　Ａ ８/２１までです。　Ｑ そしたら、８/２２から９/１０まではどこにいたのですか？　Ａ ビジネス〇〇　ユートピア〇〇等です。　Ｑ それは、○○○○や○○○○の家とは違うところですね？　Ａ はい。そうです。」との記載がある。

また同日付けのケース記録票には、「１２：１５　課長代理と協議。当○での生活実態が９／１申請時にはないことを本人より聞きとりしているので、（主）が取り下げるか申請却下を早く決断しないと、本人現在保護受給中ではないので、○○○○への申請がおくれると、本人が不利になる。本日付で却下することを本人に連絡した方がよい。また、行く行かないは本人に委ねるが、申請日が開始日になる話は説明すべきという結論に至った。」との記載がある。続けて同ケース記録票には、「１３：１６　○○○○に架電し（主）を呼んでもらい電話で（主）に説明した。Ｑ ８/２２～○○○○には住んでいないということを○○○さんご本人から先程おうかがいしましたが、まちがいないですか？　Ａ まちがいないです。　Ｑ ９/１に申請〔本件申請２〕ありましたが、住んでおられないなら保護開始することができません。ただし、保護必要であれば住んでいる所の役所に相談に行って下さい。今日でもかまいません。却下の手紙は送ります。　Ａ ○○○○役所ですね。　Ｑ 場所わかりますか？茶色いレンガ造りっぽい建物です。　Ａ わかります。」、続けて支援施設担当者に電話を代わった後のやりとりとして、「○○さんより、そしたら今日行ったらいいんですね？と。ご本人に強要することはできませんが、現在○○○さんはどこでも保護を受けていない状態なので、必要であれば、早く申請した方がいいかなと思い言いました、と説明した。」との記載がある。

（１７）平成２８年９月１６日、処分庁は、本件申請２の却下の可否を議題とするケース診断会議を開催した。同会議の記録票の結論等を記入する欄には、「申請時から本日まで、申請書に記載された住所地において生活していないことを、本人の弁で確認したので、９／１６付で申請を却下する。」との記載がある。

（１８）平成２８年９月１６日付けで、処分庁は本件処分２を行った。本件処分２の通知書には、却下の理由として「申請時から本日まで申請書に記載された住所地で生活していないことが判明したため、申請を却下します。」と、本件処分２が本件申請２受理後１４日を経過した理由として「その他調査に日時を要したため」と記載されている。

（１９）平成２８年１０月４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件処分１について

（ア）前記１（３）のとおり、法第２８条において、保護の実施機関は、保護の決定、実施等のために必要があると認められるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとされており、要保護者が立入調査を拒んだとき等は、保護の申請を却下できるとされている。

また、前記１（５）のとおり、局長通知第１２の１の（１）は、保護の開始の申請のあった場合、保護の実施機関は、申請書を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査することとされている。

さらに、前記１（２）のとおり、法第２４条において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否等を決定し、申請のあった日から１４日以内に申請者に対して書面をもって通知しなければならないとしつつ、特別な理由がある場合には、これを３０日まで延ばすことができるとされている。

（イ）以上のことを前提に本件申請１についてみると、前記２（３）から（１２）のとおり、本件申請１を受けた処分庁は、①審査請求人に事前に日程を伝えて審査請求人から了承との回答を得た上で、家庭訪問を行ったが、審査請求人が不在であったこと、②その後、複数回にわたり審査請求人に架電して、留守番電話に折返しの電話を依頼したり、電話を依頼する不在連絡票を自宅の集合ポストへ投函するなどしたが、審査請求人からの連絡を受けることができなかったこと、③さらに、母に対して、電話及び審査請求人宅を訪問した際に、保護の実施における家庭訪問の必要性及び実地調査できない場合に申請を却下する可能性を説明した後も、家庭訪問を行えなかったこと、④ケース診断会議において、居住実態が確認できないため、本件申請１を却下せざるを得ない旨の決定を行ったこと、⑤申請から２６日後の日付けで本件処分１を行ったこと、が認められる。

（ウ）これらのことからすると、保護開始の要否にかかる決定については、特別な理由がある場合であっても３０日以内に行うことが、法において規定されているところ、審査請求人の保護開始申請の審査、決定に必要な事項について、処分庁が、複数回にわたり審査請求人に調査の実施を求めたものの、これに応じてもらえず、居住実態について確認できなかったことから、法第２８条第５項に該当するとして本件処分１を行ったことは、無理からぬと言える。

（エ）以上のことから、処分庁が本件処分１を行ったことに、違法又は不当な点は見当たらない。

なお、審査請求人は、合理的配慮の不提供であり不当であると主張するが、その具体的な内容の主張及び立証はなく、上記判断を左右するものではない。

（２）本件処分２について

（ア）前記１（１）のとおり、法第１９条第１項において、保護の実施機関は、その所管区域内に居住地を有する要保護者に対して保護を決定し、かつ実施するとされている。また、居住地がないか、又は明らかでない要保護者については、その所管区域内に現在地を有するものに対して保護を決定し、かつ実施するとされている。

また、前記１（４）のとおり、次官通知の第２において、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであり、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、その場所を居住地として認定することとされている。

（イ）以上のことを前提に本件申請２についてみると、前記２（１３）から（１８）のとおり、本件申請２を受けた処分庁は、①審査請求人宅の家庭訪問において、審査請求人から、住民票を○○○○に移した旨の発言を受けたこと、②後日、処分庁と審査請求人との電話でのやり取りにおいて、審査請求人から、○○○○内に住んでおり、今後も○○○○内のマンションには住まない旨の発言を受けたこと並びに自身が住んでいる場所として、○○○○内の住所及びマンション名が具体的に挙げられたこと、③その翌日、処分庁と審査請求人との電話でのやり取りにおいて、審査請求人から、本件申請２の時点においては、既に○○○○内には住んでおらず、同○内以外の具体的な場所を示した上でそちらに滞在していた旨の発言を受けたこと、④本件申請２から１５日後の日付けで本件処分２を行ったこと、が認められる。

（ウ）これらのことからすると、処分庁の調査に対し、本件申請２の時点において、審査請求人は、既に処分庁の所管区域内に居住事実がなく、処分庁の所管区域外の具体的な場所に滞在しており、処分庁の所管区域内に今後居住する意思が無い旨を回答したと言えるから、処分庁が、審査請求人には処分庁の所管区域内に居住事実がなく、処分庁の所管区域内に復帰して起居を継続していくことが期待できないと判断し、法第１９条及び次官通知の第２に沿って本件処分２を行ったことは、無理からぬと言える。

（エ）以上のことから、処分庁が本件処分２を行ったことに、違法又は不当な点は見当たらない。

なお、審査請求人は、合理的配慮の不提供であり不当であると主張するが、その具体的な内容の主張及び立証はなく、上記判断を左右するものではない。

（３）結論

　　　以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、

　　本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子